

大和川流域における総合治水の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成三十年二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十七号

大和川流域における総合治水の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大和川流域における総合治水の推進に関する条例(平成二十九年十月奈良県条例第十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定開発行為の届出)

第三条 条例第九条第一項前段の規定による届出は、特定開発行為届(第一号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 位置図
 - 二 計画平面図
 - 三 計画断面図
 - 四 丈量図
 - 五 防災調整池等構造図
 - 六 雨水排水計画図
 - 七 防災調整池等計算書
 - 八 その他知事が必要と認める書類
- 2 条例第九条第一項第六号の規則で定める事項は、特定開発行為の規模とする。
- 3 条例第九条第一項後段の規定による届出は、特定開発行為変更届(第二号様式)に、第一項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて行わなければならない。

(防災調整池等の設置の完了の届出)

第四条 条例第十一条第一項の規定による届出は、防災調整池等設置完了届(第三号様式)に、次に掲げる書類及び写真を添えて行わなければならない。

- 一 協定書その他の防災調整池等の管理者であることを証する書類
- 二 防災調整池等の状況を示す写真

三 その他知事が必要と認める書類

2 条例第十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 防災調整池等の名称

三 防災調整池等の所在地

四 防災調整池等の設置を完了した日

（防災調整池等の管理者の変更の届出）

第五条 条例第十二条第三項の規定による届出は、防災調整池等管理者変更届（第四号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一 土地の登記事項証明書

二 その他知事が必要と認める書類

（ため池の廃止の届出）

第六条 条例第十六条第二項の規定による届出は、ため池廃止届（第五号様式）に、知事が定める書類を添えて行わなければならない。

2 条例第十六条第二項第五号の規則で定める事項は、廃止しようとするため池の規模及びため池を廃止しようとする日とする。

（身分証明書）

第七条 条例第十九条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第六号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

特定開発行為届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話 -----[㊞]

特定開発行為をしようとするので、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第9条第1項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

特定開発行為の内容	特定開発行為を行う土地の所在地	
	特定開発行為の規模	m ²
	特定開発行為の目的	
	特定開発行為を行う土地の利用の現況	
	特定開発行為を行った後の土地の利用の状況	
防災調整池等の設置に関する計画		
備考		

注1 「特定開発行為の規模」欄は、特定開発行為により形質を変更する土地の面積の合計を記入してください。

2 「防災調整池等の設置に関する計画」欄について、書ききれない場合は、別紙に記入の上添付してください。

第2号様式（第3条関係）

特定開発行為変更届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話 -----^印

特定開発行為を変更しようとするので、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第9条第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

特定開発行為の変更の内容	特定開発行為を行う土地の所在地	
	特定開発行為の規模	m ²
	特定開発行為の目的	
	特定開発行為を行う土地の利用の現況	
	特定開発行為を行った後の土地の利用の状況	
防災調整池等の設置に関する計画		
備考		

注1 「特定開発行為の規模」欄は、特定開発行為により形質を変更する土地の面積（変更後の面積）の合計を記入してください。

2 「防災調整池等の設置に関する計画」欄について、書ききれない場合は、別紙に記入の上添付してください。

第4号様式（第5条関係）

防災調整池等管理者変更届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 -----[㊞]

防災調整池等の管理者が変更したので、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

防災調整池等の名称	
防災調整池等の所在地	
防災調整池等の管理者の権原の内容	1 所有権 2 その他（ ）
防災調整池等の管理者が変更した日	年 月 日
備考	

第5号様式（第6条関係）

ため池廃止届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 ㊟

ため池の全部又は一部を廃止しようとするので、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

ため池の名称	
ため池の所在地	
廃止しようとするため池の規模	全部廃止 ・ 一部廃止
	m ²
ため池を廃止する目的	
ため池を廃止した後の土地の利用の状況	
ため池を廃止しようとする日	年 月 日
備考	

注 「廃止しようとするため池の規模」欄は、該当するものを○で囲み、廃止する面積の合計を記入してください。

第6号様式（第7条関係）

（表）

第	号	
身分証明書		
所 属 職 名 氏 名	写真	
上記の者は、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第19条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証する。		
年	月	日発行
奈良県知事		印

（裏）

大和川流域における総合治水の推進に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第19条 知事は、第9条から第12条までの規定の施行に必要な限度において、特定開発行為をしようとする者、特定開発行為者若しくは防災調整池等の管理者に対しその業務に関し報告を求め、又はその職員に特定開発行為をしようとする者若しくは特定開発行為者の事務所、特定開発行為の対象となる土地、防災調整池等その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第19条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者